

## 【防災情報】青森河川国道事務所

### ゆきみち緊急情報 (第2報)(終報)

青森河川国道事務所では大雪による車両の立ち往生発生のため、平成26年2月16日11時00分より国道4号において通行規制(片側交互通行)を行っておりました。

現地対応の結果、安全が確認されたことから平成26年2月16日12時10分に通行規制を解除しました。

併せて、道路雪害対策支部(注意体制)も解除しました。

ご協力ありがとうございました。なお、今後もチェーンの装着と道路情報への十分な注意をお願いします。

#### 1. 青森河川国道事務所の支部体制について

2月16日(日)11時00分 道路雪害対策支部(注意体制)  
2月16日(日)12時10分 道路雪害対策支部(体制解除)

#### 2. 通行規制の概要

国道4号 622.9k付近(三戸郡三戸町大字目時地内)  
2月16日(日)11時00分 片側交互通行  
2月16日(日)12時10分 片側交互通行 解除

#### 3. その他

道路情報は、インターネット上でも見る事が出来ます。

青森河川国道事務所

<http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/disaster/disdoc.htm>

なお、道路の異状を発見した場合は、下記にご連絡下さい。

道路緊急ダイヤル #9910

〈発表記者会：青森県政記者会・建設関係専門紙・津軽新報社〉

#### 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所  
青森市中央三丁目20-38  
TEL 017-734-4521 (代表)  
道路管理第一課長 角浜 淳夫 (内線431)